

内閣参質二一九第七二号

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員伊勢崎賢治君提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊勢崎賢治君提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する
質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、政府として、これまで様々な関係者とやり取りを行っているところ、お尋ねの「ミャンマー国民和解担当日本政府代表」がどのような関係者とやり取りを行っているかを含め、個別のやり取りについて明らかにすることにより、関係者との今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、参議院議員石橋通宏君提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表に関する質問に対する答弁書（令和六年六月二十八日内閣参質二二三第一八三号）二についてで述べたとおり、「ミャンマー国民和解に関し、関係国政府等と交渉する」ことである。